

懸賞SA 解答 2025年 7月号

問1 正解③

判例は「個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、……許され（ない）」（最判平7.12.15）と判示している。

問2 正解④

警職法4条1項は、「警察官は、……特に急を要する場合においては、……その場に居合わせた者……に対し、……自らその措置〔筆者注：危害防止のため通常必要と認められる措置〕をとることができる。」と規定し、警察官が直接必要と認められる各種措置をとることができることとしている。

問3 正解②

緊急避難における危難は、人の行為でなくてもよい。発生原因を問わないため、犬などの動物の行動や自然現象などであっても、急迫性があれば「現在の危難」（刑法37条1項）に該当する。なお、正当防衛における「急迫不正の侵害」（刑法36条1項）は、人の違法な行為でなければならない。

問4 正解⑤

逮捕状は、命令状ではなく許可状であり、逮捕状が発付されたからといって、必ず逮捕しなければならないわけではない。逮捕状が発付されても、その後の事情の変化により逮捕の必要性がないと認めるときは、逮捕すべきではない。

問5 正解①

苦情は、警察職員の職務執行に関する不服や不平不満であり、違法・不当な職務執行に対するものに限られず、適法・妥当な職務執行に対するものも含まれる。

問6 正解⑤

学校におけるいじめ事案は、人身安全関連事案とはされていない。人身安全関連事案は、人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案であり、枝文以外には高齢者虐待事案、障害者虐待事案等がある。

問7 正解④

取調べに当たっては、被疑者の利益となるべき事情をも明らかにするよう努めなければならない（犯捜規167条3項）。

問8 正解②

緊急自動車の優先通行が定められているのは、交差点又はその付近に限られていない。交差点又はその付近以外の場所において、緊急自動車が接近してきたときは、車両は、道路の左側に寄って、これに進路を譲らなければならないものとされている（道交法40条2項）。

問9 正解①

大衆運動においては、全ての行動が無制限に許されるわけではない。集会、結社、表現等の自由の具体的な現れとして、大衆運動は憲法21条で保障されているが、常に公共の福祉との調和が要求される。

問10 正解③

新渡戸稲造は、昭和59年発行開始の五千円札の肖像として描かれており、同時期に千円札の肖像となったのは、夏目漱石である。なお、聖徳太子は、戦中・戦後を通じて7回も紙幣の肖像となっている。